

[事案 30-277] 年金原資割増請求

・令和元年8月7日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明通りにユニットプライスが所定の価額を超えたことを理由に、年金原資の増額を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成20年5月に銀行代理店で契約した一時払変額年金保険について、募集人から、運用実績であるユニットプライスが110%を超えた場合、年金原資も自動的に一時払保険料の110%に増額され、その後の運用実績に関わらず下がることはないと説明された。そして、実際にユニットプライスは110%を超えたことがあるため、増額後の年金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

年金原資が一時払保険料の110%に増額されるためには、一時払保険料から契約初期費用を控除した後の運用開始時の積立金額が、運用の結果、一時払保険料の110%になる必要があるところ、本契約では一度も到達していなかったし、募集人の誤説明もなかったことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が申立人が主張する内容の説明をしたとは認められず、申立人が主張するような年金原資の増額が行われる契約が締結されたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。